

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務(全項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・静岡県知事は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報等の税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。
- ・内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。
- ・コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により、適切にセキュリティを確保している。
- ・上記の2項目を含め、情報の機密性、完全性、可用性を維持するため、静岡県情報セキュリティポリシーに基づき、厳重なセキュリティ対策を講じている。
- ・本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年1月10日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

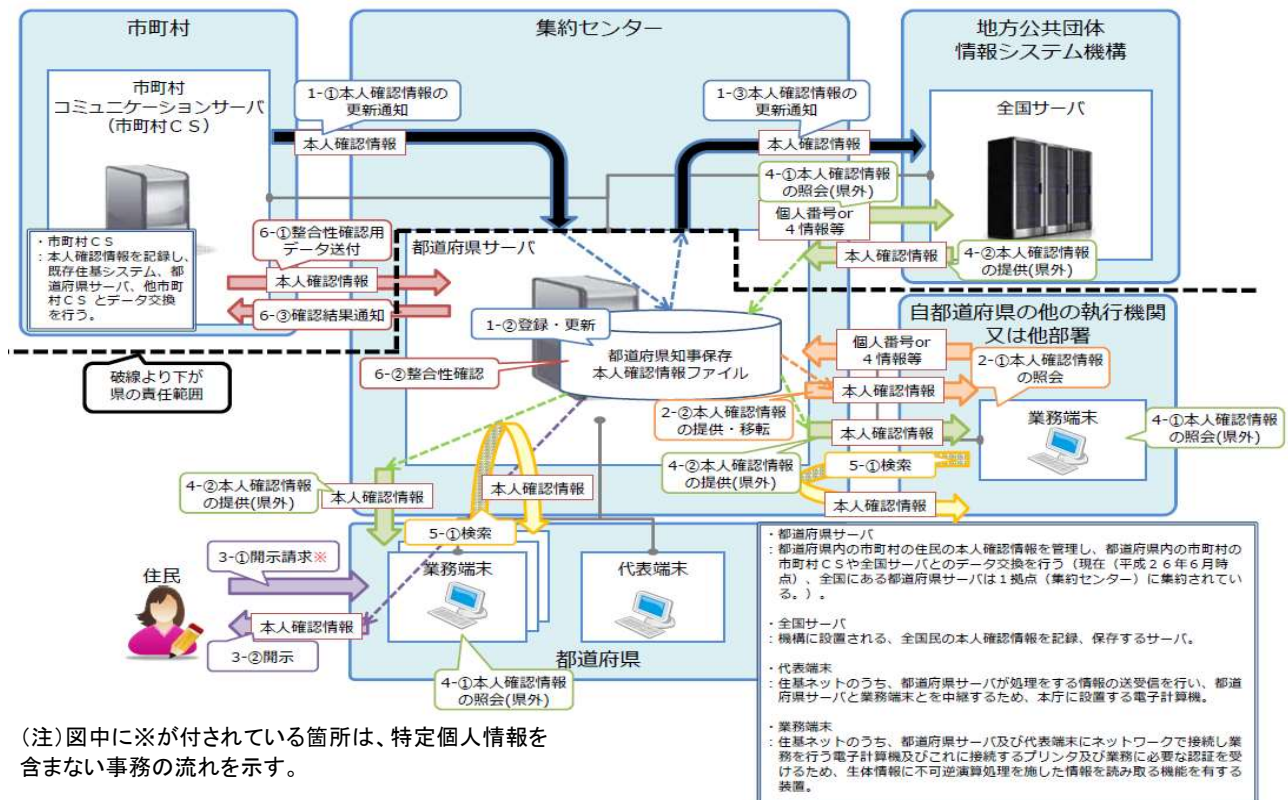
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務	
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 静岡県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的には、静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③静岡県知事から本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 静岡県は、市町における市町村コミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③静岡県知事から附票本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	
③対象人数	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 静岡県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 静岡県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3. 本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 : 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2	
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 自都道府県他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名		
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 静岡県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 静岡県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。	
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民／住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	静岡県経営管理部市町行財政課	
②所属長の役職名	市町行財政課長	
8. 他の評価実施機関		
-		

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②.都道府県サーバにおいて、市町より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 静岡県の他の執行機関又は他部署への情報提供又は他部署への移転

- 2-①.静岡県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
 - 2-②.静岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※ 検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※ 静岡県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供方式（注1）により行う場合）には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携（注2）により行う。
- （注1）静岡県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

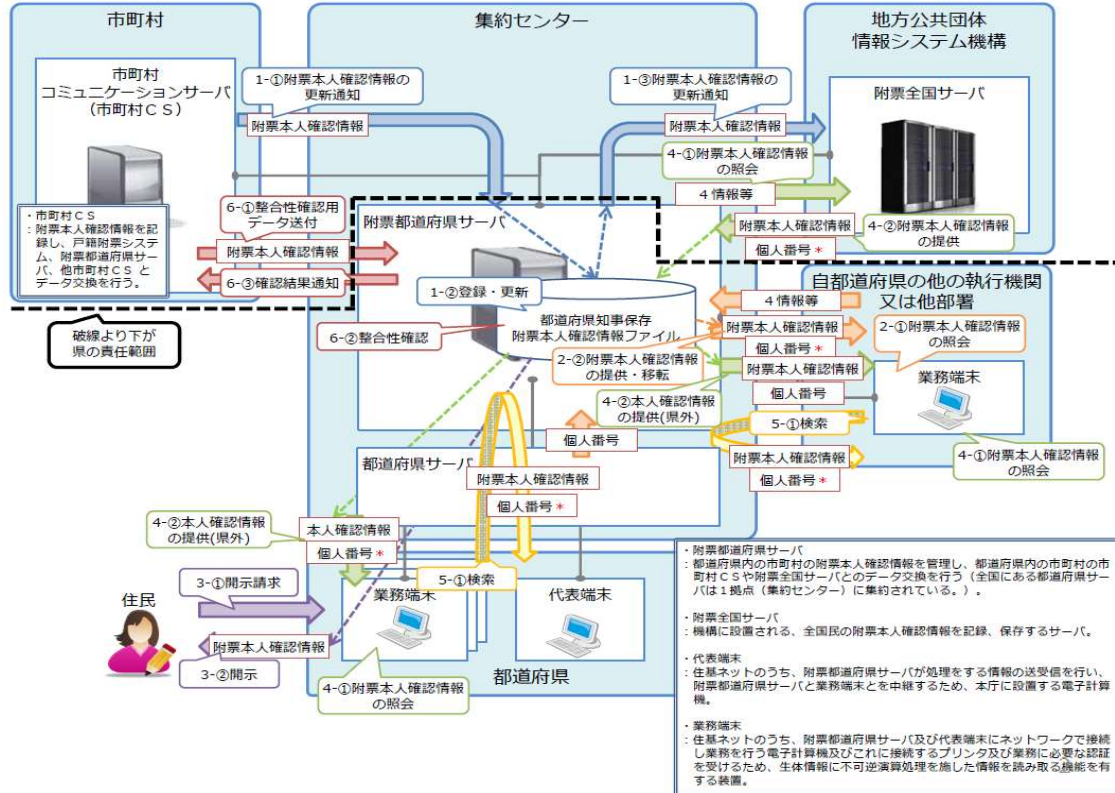
- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(注) 図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含む事務の流れを示す。

(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 静岡県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 静岡県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 静岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、静岡県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※ 検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※ 静岡県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携（注2）により行う。）

（注1） 静岡県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

（注2） 媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	静岡県内の住民(静岡県内のいずれかの市町において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) * 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む その必要性 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において静岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	静岡県経営管理部市町行財政課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (市町村CSを通じて入手する)	
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性		住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるため、市町から静岡県へ、静岡県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人への明示		静岡県知事が当該市町の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において静岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
変更の妥当性		-	
⑦使用の主体		使用部署 ※	
		静岡県経営管理部市町行財政課	
使用人数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		【1. 本人確認情報の更新に使用】 市町長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 【2. 静岡県の他の執行機関又は他部署への情報提供・移転に使用】 静岡県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(静岡県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→静岡県の他の執行機関又は他部署)。 【3. 本人確認情報の開示請求に使用】 住民からの開示請求に基づき(住民→静岡県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 【4. 住民基本台帳法に定められた事務での照会に使用】 ①4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに機構へ機構保存本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)該当する個人の本人確認情報を受領する。(全国サーバ→都道府県サーバ) ②4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 【5. 本人確認情報整合性確認に使用】 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
情報の突合 ※		・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。	
情報の統計分析 ※		住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。	
⑨使用開始日		平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件)
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		静岡県ホームページに掲載
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から書面を提出させ、再委託の必要性及び特定個人情報の適正な取扱いができることを基準に再委託を承認。
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

委託事項2		住基ネットの運用保守支援に関する業務
①委託内容		静岡県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守支援業務を委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、静岡県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により) 確認
⑤委託先名の確認方法		静岡県ホームページに掲載
⑥委託先名		日本電気株式会社 静岡支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (3) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	静岡県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	静岡県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六及び静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例(以下「条例」という)に掲げる、静岡県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 * 住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	静岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3	住基法上の住民		
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)		
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。		
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙	
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。		
移転先1	静岡県 の他部署(税務課など)		
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)		
②移転先における用途	住基法別表第五及び条例に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。		
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 *住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。		
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☒ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	静岡県 の他部署からの検索要求があった都度、随時。		
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。		
②保管期間	期間 [20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。		
7. 備考			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	静岡県内のいずれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 * 消除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において静岡県内の戸籍の附票に記載された全ての者の情報を共有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))
その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記載された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和6年5月27日
⑥事務担当部署	静岡県経営管理部市町行財政課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号)を抽出する場合がある)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度		戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 * 番号法別表に掲げる事務につき、静岡県他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	
④入手に係る妥当性		法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 * なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 * * 附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の移働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	
⑤本人への明示		静岡県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 * 都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	
⑥使用目的 ※		本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 * 番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	
変更の妥当性		-	
⑦使用の主体	使用部署 ※	静岡県経営管理部市町村財政課	
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		【1. 静岡県の他の執行機関又は他部署への情報提供・移転に使用】 静岡県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(静岡県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→静岡県の他の執行機関又は他部署)。 * その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 【2. 住民基本台帳法に定められた事務での照会に使用】 ①4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに機構へ機構保存附票本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)該当する個人の附票本人確認情報を受領する。(全国サーバ→都道府県サーバ)	
情報の突合 ※		・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	
情報の統計分析 ※		該当なし。	
権利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。	
⑨使用開始日		令和6年5月27日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

委託事項2		住基ネットの運用保守支援に関する業務
①委託内容		静岡県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守支援業務を委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、静岡県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		静岡県ホームページに掲載
⑥委託先名		日本電気株式会社 静岡支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない	
提供先1	静岡県の他の執行機関(教育委員会など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、静岡県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく静岡県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	静岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	
移転先1		
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) *住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	静岡県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	
②保管期間	期間	[1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（＊）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に閉域網回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 （＊）都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・操作者の認証は生体認証とする。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・操作者名簿を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・職員が異動及び退職等の理由により操作者の指定解除の通知を受けた場合、システム管理者は対象の職員の照合情報を削除することにより直ちにアクセス権限を無効化させる。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。 ・県においては、操作履歴（アクセスログ・操作ログ）について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じ随時に（少なくとも年に一度）、監査を実施し確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しない。 ・研修会における指導等、職員への周知を行う。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 【端末利用】 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。 ・業務端末は執務室内にワイヤーロックで固定された状態であり、ディスプレイを来庁者から見えない位置に置くとともにプライバシーフィルタを設置する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。 ・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。 ・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。 ・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 【住民対応】 ・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱に基づき、委託先の社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 (「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、管理者及び従事者を限定する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託先から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及び ルール遵守の確認方法	【内容】 受託者は契約による業務を処理するために委託者から提供、又は自らが取得・作成した個人情報が記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、直ちに返還又は委託者の事前承諾を得て廃棄する。 【確認方法】 受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告 ・委託先に対する実地の調査 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関与しない業務とする。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、定められた期間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住基法等において定められた事項についてのみ行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。 【確認方法】 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。 ・開示請求があった場合は、申請書や手続に係る起案等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。		
その他の措置の内容	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【機構】 ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 （機構） ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 （静岡県の機関） ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 （開示請求） ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カードや運転免許証等により本人確認を行う。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・静岡県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・ソフトウェア（OS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト）に対するセキュリティ更新プログラムを適時更新する。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。 ④統合宛名システムに登録している個人情報が誤っており、マイナポータル上で他人の身障手帳情報を閲覧可能な状態にあった。 ⑤会計年度任用職員の情報を保存していたUSBメモリが窃取された。 ⑥WEB上で公開していた道路保全台帳附图に、家屋所有者氏名を掲載したまま公開してしまった。	
	再発防止策の内容	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。 ・保管庫の鍵管理体制を見直した。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（150年間）保管する。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、情報資産管理手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、情報資産管理手順書に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、情報資産管理手順書に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・サーバ、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ、電子記録媒体(バックアップ媒体も含む)及び周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。 消磁、破碎、溶解、その他の当該記録装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 業者委託する場合は、証明書を提出させる。		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを手入できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（＊）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ＊附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保障対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入力する場合（目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。 (2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の認証は生体認証とする。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者名簿を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・職員が異動及び退職等の理由により操作者の指定解除の通知を受けた場合、システム管理者は対象の職員の照合情報を削除することにより直ちにアクセス権限を無効化させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末（都道府県サーバと共用する。）におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・附票本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。 ・県においては、操作履歴（アクセスログ・操作ログ）について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じ随時に（少なくとも年に一度）、監査を実施し確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しない。 ・研修会における指導等、職員への周知を行う。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 【端末利用】 ・スクリーンセーブ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導する。 ・原則として附票本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。 ・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。 ・操作者は、附票本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 【住民対応】 ・附票本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。 ・附票本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱に基づき、委託先の社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 (「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、管理者及び従事者を限定する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託先から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	- 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) - 委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 - 委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 - 必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上附票本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	【内容】 受託者は契約による業務を処理するために委託者から提供、又は自らが取得・作成した個人情報が記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、直ちに返還又は委託者の事前承諾を得て廃棄する。 【確認方法】 受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面に報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告 ・委託先に対する実地の調査 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。	
再委託先による特定個人情報の適切な取扱いの確保		[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない業務とする。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、定められた期間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住基法等において定められた事項についてのみ行う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。 【確認方法】 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。 ・開示請求があった場合は、申請書や手続に係る起案等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。	
その他の措置の内容	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【機構】 ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 （機構） ・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 （静岡県機関） ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 （開示請求） ・都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カードや運転免許証等により本人確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[×] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・静岡県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・ソフトウェア(OS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト)に対するセキュリティ更新プログラムを適時更新する。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。	
	再発防止策の内容	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	-	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、静岡県他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 - また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 - 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・サーバ、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ、電子記録媒体(バックアップ媒体も含む)及び周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。 消磁、破碎、溶解、その他の当該記録装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 - 業者委託する場合は、証明書を提出させる。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム監査規程に基づき、住基ネットシステム操作者等全員が、「評価書に記載された内容通りの運用がなされていること」について、年に1回、自己点検を実施する。
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム監査規程に基づき、監査責任者が住基ネット等を利用する全所属に対して、年に1回現地監査を実施する。 現地監査では、 ①本人確認情報等の利用業務に係る端末機の管理状況 ②アクセス管理状況 ③操作者等の責務の遵守状況 ④情報資産の管理状況 ⑤その他監査人がセキュリティ上必要と認める事項 等を確認する。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・住基ネットシステム等関係職員(非常勤職員(会計年度任用職員等)、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び年に1回、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・初任時には、研修終了後に生体認証の登録を行い、アクセス権を付与する。 ・住基ネット等の各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残す。
3. その他のリスク対策		
・記録媒体は、一括提供方式の利用及び保守作業を行う場合のみに利用する。また、その利用場所は県庁内に限定するとともに、マニュアル等により特定個人情報の消去等に関する運用方法を規定する。 ・その際に利用する記録媒体は、利用履歴が残るものを使用しており、2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋にある金庫に保管している。 ・その他特定個人情報の取扱いについて、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領などの各種規程に基づき、適正に取り扱う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館6階 静岡県経営管理部市町行財政課 054-221-3274
②請求方法	本人確認書類を提示の上、指定様式による書面を提出して開示・訂正等の請求を行う。
特記事項	-
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 【手数料額】 確認書1枚につき10円とする。 (手数料額、納付方法: 【納付方法】 確認書を受領する際に現金により納付する。ただし、郵送により交付を受ける場合は、現金によりあらかじめ納付するものとする。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の記録、保存、提供に関する事務
公表場所	県ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	静岡県経営管理部市町行財政課 054-221-3274
②対応方法	問い合わせの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	静岡県情報提供の推進に関する要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5年10月18日～11月17日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	1 遅れることなく処理をすべき。 2 マイナンバーカードの発行開始に伴い、住基カードが廃止された。住基ネットは今後も存続するのか。住基ネットの役割を周知すべき。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	(諮問)令和5年9月22日、令和5年11月29日、(答申)令和5年12月4日
②方法	特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、静岡県個人情報保護審査会に諮問
③結果	(1) 個人のプライバシー等の保護について 実施期間には、リスクを軽減するための継続的かつ実効性のある取組が求められることから、評価書に記載されている措置を着実に実施していくこと。 (2) 特定個人情報ファイルの不正な取扱いの防止について 特定個人情報ファイルの不正な取扱いを防止するために、監視等の措置について継続的に取り組み、情報セキュリティ水準の確保に努めること。 (3) 教育・啓発について 人為的なミスによる情報漏えいその他の自己を防止するため、特定個人情報を取り扱う職員に対して、定期的かつ継続的に教育・啓発を実施していくこと。 (4) 評価書の記載について 静岡県以外の他の機関が所管するシステムと複雑に連携しているため、県の責任範囲を明確に示すこと。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務(全項目評価書)	住民基本台帳ネットワークに関する事務(全項目評価書)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	I - 1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	I - 1 ②事務の内容	静岡県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報 を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 静岡県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報 を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	I - 2 システム2-①	-	附票連携システム *「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	I - 2 システム2-②	-	1. 附票本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 静岡県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 静岡県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	I - 3	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	I - 4 ①事務実施上の必要性	静岡県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 静岡県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	I - 4 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	I - 5	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	(別添1)	—	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 図を修正	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務	-	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。 2. 静岡県その他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.静岡県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②.静岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 * 検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。 * 静岡県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式(注1)により行う場合)には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携又は回線連携(注2、注3)により行う。 (注1)静岡県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件の17項目)を元に附票都	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ - 6 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ -1	－	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ - 6 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ -1	－	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ -2 ①ファイルの種類	－	システム用ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ -2 ②対象となる本人の数	－	100万人以上1000万人以下	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ③対象となる本人の範囲	-	静岡県内のいずれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 * 消除者を含む。 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において静岡県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ④記録される項目	-	2) 10項目以上50項目未満 [○] 個人番号 [○]4情報(氏名、住所、性別、生年月日) [○]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)) ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。 別添2を参照。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ⑤保有開始日	-	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ⑥事務担当部署	-	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ①入手元	-	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村) [○]その他(都道府県サーバ(*入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ②入手方法	-	[○]専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ③入手の時期・頻度	-	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 * 番号法別表に掲げる事務につき、静岡県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	-	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(**)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 * なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ** 附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の移働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑤本人への明示	-	静岡県知事が当該市町の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 * 都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑥使用目的	-	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 * 番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑥使用の主体	-	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課 10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法	-	【1. 静岡県の他の執行機関又は他部署への情報提供・移転に使用】 静岡県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(静岡県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→静岡県の他の執行機関又は他部署)。 * その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 【2. 住民基本台帳法に定められた事務での照会に使用】 ①4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに機構へ機構保存附票本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)該当する個人の附票本人確認情報を受領する。(全国サーバ→都道府県サーバ)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の照会	-	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の統計分析	-	該当なし。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	-	該当なし	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑨使用開始日	-	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託の有無	-	1) 委託する (2件)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項	-	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ①委託内容	-	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	-	[1) 特定個人情報ファイルの全体]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	-	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	-	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	-	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ③委託先における取扱者数	-	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ③委託先における取扱者数	-	[1) 10人未満]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	-	[○]専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ⑤委託先名の確認方法	-	静岡県ホームページに掲載	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ⑥委託先名	-	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ⑦再委託の有無	-	[1) 再委託する]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ⑧再委託の許諾方法	-	委託先から書面を提出させ、再委託の必要性及び特定個人情報の適正な取扱いができることを基準に再委託を承認。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 ⑨再委託事項	-	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2	-	住基ネットの運用保守支援に関する業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ①委託内容	-	静岡県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守支援業務を委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	-	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項 2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	-	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	-	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	-	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、静岡県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ③委託先における取扱者数	-	[10人未満]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	-	[○]その他(運用保守上の必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	-	静岡県ホームページに掲載	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ⑥委託先名	-	日本電気株式会社 静岡支社	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ⑦再委託の有無	-	[再委託しない]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供・移転の有無	-	[○]提供を行っている(1件) [○]移転を行っている(1件)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1	-	静岡県の他の執行機関(教育委員会など)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠	-	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ②提供先における用途	－	住基法別表第六及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(以下「条例」という)に掲げる、静岡県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ③提供する情報	－	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく静岡県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) * 住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ④提供する対象となる本人の数	－	100万人以上1,000万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	－	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ⑥提供方法	－	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 ⑦時期・頻度	－	静岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1	-	静岡県の他部署(税務課など)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ①法令上の根拠	-	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ②移転先における用途	-	住基法別表第五及び条例に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ③移転する情報	-	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限り。) * 住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の範囲	-	100万人以上1000万人以下	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	-	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ⑥移転方法	-	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 (7)時期・頻度	-	静岡県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ①保管場所	-	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ②保管期間	-	[1]1年未満 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ③消去方法	-	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25.旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25.旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(* 国外転出者に係る事務処理)に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 【端末利用】 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。 ・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。 ・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。 ・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 【住民対応】 ・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 【端末利用】 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。 ・業務端末は執務室内にワイヤーロックで固定された状態であり、ディスプレイを来庁者から見えない位置に置くとともにプライバシーフィルタを設置する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。 ・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。 ・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。 ・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 【住民対応】 ・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	【機構】 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務进行处理する。	【機構】 ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務进行处理する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	－	発生あり	事後	
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	－	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	-	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。	事後	
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-1	-	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	-	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査を行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	-	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	-	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	-	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	-	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	-	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 その他の措置の内容	-	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	-	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(*)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 * 附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 宛名システム等における措置の内容	-	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	-	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。 (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理	-	[行っている] ・操作者の認証は生体認証とする	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理	-	[行っている] ・操作者名簿を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・職員が異動及び退職等の理由により操作者の指定解除の通知を受けた場合、システム管理者は対象の職員の照合情報を削除することにより直ちにアクセス権限を無効化させる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理	-	[行っている] ・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	-	[記録を残している] ・本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。 ・県においては、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じ随時に(少なくとも年に一度)、監査を実施し確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	-	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	-	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しない。 ・研修会における指導等、職員への周知を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 【端末利用】 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。 ・業務端末は執務室内にワイヤーロックで固定された状態であり、ディスプレイを来庁者から見えない位置に置くとともにプライバシーフィルタを設置する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。 ・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。 ・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。 ・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 【住民対応】 ・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	-	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱に基づき、委託先の社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	-	[制限している] ・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 (「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	-	「記録を残している」 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機機上は、日次で書面により「都道府県サーバ	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	-	[定めている] 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	-	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	-	[定めている] 【内容】 受託者は契約による業務を処理するために委託者から提供、又は自らが取得・作成した個人情報記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、直ちに返還又は委託者の事前承諾を得て廃棄する。 【確認方法】 受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	-	[定めている] ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告 ・委託先に対する実地の調査 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	-	[特に力を入れている] ・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務とする。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 リスクへの対策は十分か	-	特に力を入れている	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	-	[記録を残している] 特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、定められた期間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	-	[定めている] 【内容】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住基法等において定められた事項についてのみ行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。 【確認方法】 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。 ・開示請求があった場合は、申請書や手続に係る起案等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	-	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、 「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、 「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	-	【機構】 ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	-	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 (機構) ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 (静岡県の機関) ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 (開示請求) ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カードや運転免許証等により本人確認を行う	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	-	[政府機関ではない]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ②安全管理体制	-	[特に力を入れて整備している]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ③安全管理規定	-	[特に力を入れて整備している]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ④安全管理体制・規定の職員への周知	-	[特に力を入れて周知している]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策	-	[特に力を入れて行っている] ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・都道府県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策	-	[特に力を入れて行っている] ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・ソフトウェア(OS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト)に対するセキュリティ更新プログラムを適時更新する。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑦バックアップ	-	[特に力を入れて行っている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑧事故発生手順の策定・周知	-	[特に力を入れて行っている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	-	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	-	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。	事後	
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	-	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。	事後	
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑩死者の個人番号	-	[2) 保管していない]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	-	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、静岡県その他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 消去手順	-	[定めている] ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 リスクへの対策は十分か	-	[特に力を入れている]	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月20日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	・サーバ、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ、電子記録媒体(バックアップ媒体も含む)及び周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。 消磁、破碎、溶解、その他の当該記録装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 業者委託する場合は、証明書を提出させる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月20日	Ⅳ リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	・記録媒体は、一括提供方式の利用及び保守作業を行う場合のみに利用する。また、その利用場所は県庁内に限定するとともに、マニュアル等により特定個人情報の消去等に関する運用方法を規定する。 ・その他特定個人情報の取扱いについて、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領などの各種規程に基づき、適正に取り扱う。	・記録媒体は、一括提供方式の利用及び保守作業を行う場合のみに利用する。また、その利用場所は県庁内に限定するとともに、マニュアル等により特定個人情報の消去等に関する運用方法を規定する。 ・その際に利用する記録媒体は、利用履歴が残るものを使用しており、2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋にある金庫に保管している。 ・その他特定個人情報の取扱いについて、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I - 1 ②	具体的に静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。(別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③静岡県知事から本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 静岡県は、市町における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、	具体的には、静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。(別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③静岡県知事から本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 静岡県は、市町における市町村コミュニケーションサーバ(以下「CS」という。)、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、	事後	誤記の修正及び正式名称の追記であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	I - 2 システム2-①	住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、	附票連携システムの構成要素のうち、	事後	地方公共団体情報システム機構より個人情報保護委員会事務局に対し、当該変更は、特定個人情報保護評価指針に定める「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」であると確認済みであり、重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I－5 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	地方公共団体情報システム機構より個人情報保護委員会事務局に対し、当該変更は、特定個人情報保護評価指針に定める「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」であると確認済みであり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	I－7 ①部署	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課	静岡県経営管理部市町行財政課	事後	組織改編による変更であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル II－2 ⑥	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課	静岡県経営管理部市町行財政課	事後	組織改編による変更であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル II－3 ⑦ 使用部署	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課	静岡県経営管理部市町行財政課	事後	組織改編による変更であり、重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ－4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ－5 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ－5 提供先2 ②提供先における用途	静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(以下「条例」という)に掲げる、	静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例(以下「条例」という)に掲げる、	事後	条例の名称変更であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ－5 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ－5 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅱ－5 移転先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－2 ⑤	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	地方公共団体情報システム機構より個人情報保護委員会事務局に対し、当該変更は、特定個人情報保護評価指針に定める「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」であると確認済みであり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－2 ⑥	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課	静岡県経営管理部市町行財政課	事後	組織改編による変更であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－3 ②	[]その他(市町村CSを通じて入手する)	[]その他()	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－3 ⑦ 使用部署	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課	静岡県経営管理部市町行財政課	事後	組織改編による変更であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－3 ⑨	2024/1/1	令和6年5月27日	事後	地方公共団体情報システム機構より個人情報保護委員会事務局に対し、当該変更は、特定個人情報保護評価指針に定める「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」であると確認済みであり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－4 委託事項1 ② その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－4 委託事項2 ①	委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－4 委託事項2 ② その妥当性	なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－5 提供先1 ②	住基法別表第六及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(以下「条例」という)に掲げる、静岡県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	住基法別表第六に掲げる、静岡県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ－5 移転先1 ②	住基法別表第五及び条例に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法別表第五に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ－2 リスク2 リスクに対する措置の内容	1 遅れることなく処理をすべき。 2 マイナンバーカードの発行開始に伴い、住基カードが廃止された。住基ネットは今後も存続するのか。住基ネットの役割を周知すべき。	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ－3 リスク1 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、確認及び保管する。	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運及び附票連携システム用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	・要領の名称変更であり、重要な変更にあたらぬ ・地方公共団体情報システム機構より個人情報保護委員会事務局に対し、当該変更は、特定個人情報保護評価指針に定める「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」であると確認済みであり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ－3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・都道府県サーバの代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。	・代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ－4 情報保護管理体制の確認	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱に基づき、	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱に基づき、	事後	要領及び要綱の名称変更であり、重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	・委託先から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ－2 リスク2 リスクに対する措置の内容	1 遅れることなく処理をすべき。 2 マイナンバーカードの発行開始に伴い、住基カードが廃止された。住基ネットは今後も存続するのか。住基ネットの役割を周知すべき。	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、確認及び保管する。	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末(都道府県サーバと共用する。)におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	・要領の名称変更であり、重要な変更にあたらな ・地方公共団体情報システム機構より個人情報保護委員会事務局に対し、当該変更は、特定個人情報保護評価指針に定める「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」であると確認済みであり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ－3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。 ・県においては、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じ随時に(少なくとも年に一度)、監査を実施し確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	・附票本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。 ・県においては、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じ随時に(少なくとも年に一度)、監査を実施し確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 【端末利用】 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。 ・業務端末は執務室内にワイヤーロックで固定された状態であり、ディスプレイを来庁者から見えない位置に置くとともにプライバシーフィルタを設置する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。 ・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。 ・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。 ・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 【住民対応】 ・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 【端末利用】 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末は2段階認証により限られた職員しか入室できない部屋に設置されている。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導する。 ・原則として附票本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。 ・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。 ・操作者は、附票本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 【住民対応】 ・附票本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。 ・附票本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱に基づき、	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱に基づき、	事後	要領及び要綱の名称変更であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 (「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、管理者及び従事者を限定する。	・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 (「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、管理者及び従事者を限定する。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6 セキュリティ確認結果報告」の報告	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託先から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6 セキュリティ確認結果報告」	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ－4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ－4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上附票本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ－4 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	(「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法)	(「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法)	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務とする。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない業務とする。 (「附票都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。	・都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	【機構】 ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する	【機構】 ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する ・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 (機構) ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 (静岡県の機関) ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 (開示請求) ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カードや	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 (機構) ・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 (静岡県の機関) ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 (開示請求) ・都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カー	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する渋滞事故が発生したか。その内容	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。	①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。 ④統合宛名システムに登録している個人情報が誤っており、マイナポータル上で他人の身障手帳情報を閲覧可能な状態にあった。 ⑤会計年度任用職員の情報を保存していたUSBメモリが窃取された。 ⑥WEB上で公開していた道路保全台帳附図に、家屋所有者氏名を掲載したまま公開してしまった。	事後	時点修正
令和7年1月10日	Ⅳ－1 ①自己点検 具体的なチェック方法	静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム監査規程に基づき、住基ネットシステム操作者全員が、「評価書に記載された内容通りの運用がなされていること」について、年に1回、自己点検を実施する。	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム監査規程に基づき、住基ネットシステム等操作者全員が、「評価書に記載された内容通りの運用がなされていること」について、年に1回、自己点検を実施する。	事後	要綱及び規程の名称変更・誤記の修正であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	Ⅳ－1 ②監査 具体的な内容	静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム監査規程に基づき、監査責任者が住基ネットを利用する全所属に対して、年に1回現地監査を実施する。 現地監査では、 ①本人確認情報の利用業務に係る端末機の管理状況 ②アクセス管理状況 ③操作者等の責務の遵守状況 ④情報資産の管理状況 ⑤その他監査人がセキュリティ上必要と認める事項等を確認する。	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム監査規程に基づき、監査責任者が住基ネット等を利用する全所属に対して、年に1回現地監査を実施する。 現地監査では、 ①本人確認情報等の利用業務に係る端末機の管理状況 ②アクセス管理状況 ③操作者等の責務の遵守状況 ④情報資産の管理状況 ⑤その他監査人がセキュリティ上必要と認める事項等を確認する。	事後	要綱及び規程の名称変更・誤記の修正であり、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅳ－2 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	・住基ネットシステム関係職員(非常勤職員(会計年度任用職員等)、臨時職員を含む。))に対して、初任時及び年に1回、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・初任時には、研修終了後に生体認証の登録を行い、アクセス権を付与する。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残す。	・住基ネットシステム等関係職員(非常勤職員(会計年度任用職員等)、臨時職員を含む。))に対して、初任時及び年に1回、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・初任時には、研修終了後に生体認証の登録を行い、アクセス権を付与する。 ・住基ネット等の各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残す。	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	Ⅳ－3	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領などの各種規程に基づき	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム運用管理要領などの各種規程に基づき	事後	要領の名称変更であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	V－1 ①請求先	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課 054－221－2630	静岡県経営管理部市町行財政課 054－221－3274	事後	組織改編等による変更であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	V－1 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の記録、保存、提供に関する事務	住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の記録、保存、提供に関する事務	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	V－2 ①連絡先	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課 054－221－2630	静岡県経営管理部市町行財政課 054－221－3274	事後	組織改編等による変更であり、重要な変更にあたらな
令和7年1月10日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検	静岡県個人情報保護条例第44条第2項の規定により、静岡県個人情報保護審査会に諮問	特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、静岡県個人情報保護審査会に諮問	事後	法令改正に伴う修正